

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：財務局

機関名称	東京都土地収用事業認定審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	土地収用法第34条の7 東京都土地収用事業認定審議会条例第1条
設置年月日	2002-07-10
機関の目的・所掌内容	土地収用法第20条に基づき東京都が事業の認定を行うに当たり、第三者機関の意見を聴くことより公正性や透明性等の向上を図る。
委員数	7 名 (うち、女性委員数 3 名)
会議公開	非公開
会議非公開理由	東京都土地収用事業認定審議会条例第7条第5項において、公開しない旨規定されているため。
議事録公開	公開
議事録非公開理由	以下の理由から一部非公開としている。・個人のプライバシーの保護のため・公正な行政執行の確保のため・委員の率直な意見の交換、意思決定の中立的判断を損ねないようにするため
備考	
HPのURL	https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kouyu/shingikai/jigyouninteshingi.html
問い合わせ先	財務局 財産運用部 管理課 電話番号：03-5388-2694